

Title	ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺
Author(s)	松井, 太
Citation	人文社会論叢. 人文科学篇. 19, 2008, p.13-25
Issue Date	2008-02-29
URL	http://hdl.handle.net/10129/820
Rights	
Text version	publ isher



<http://repository.ul.hirosaki-u.ac.jp/dspace/>

ドゥア時代のウイグル語免税特許状とその周辺

松 井 太

はじめに

トルコ共和国における古代テュルク文献学の泰斗 Reşid Rahmeti Arat 教授は、そのドイツ＝ベルリン留学時代（1928～1933年）にドイツ探検隊将来の古ウイグル語文献の研究に従事した。その間、彼は将来の研究に備えてこれらの文書を写真撮影し、イスタンブルに持ち帰った。この Arat 将来写真資料は、第二次大戦中に原文書が失われてしまったものも相当数含んでおり、現在では閲覧調査できない文書資料に唯一アクセスできるものとして貴重である [Sertkaya 1996, pp. 279-281]。

さて、本稿が扱うウイグル語文書も、この Arat 将来写真資料に含まれており、やはり原文書が行方不明となっているものである。Arat 自身も、彼独自の整理番号「77/01」として本文書に言及しているが、そこではごく簡潔に文書の内容を要約紹介するにとどまっていた [Arat 1964, pp. 16]。筆者は2005年にイスタンブルを訪問した際、イスタンブル大学トルコ学研究所 (İstanbul Üniversitesi, Türkiyat Araştırmaları Enstitüsü) 所長の Osman Fikri Sertkaya 教授のご好意により、Arat 将来写真資料の多くを閲覧・調査する機会に恵まれ、本文書についても研究・公刊することを許可された。その後、筆者は本文書の内容について部分的に言及していたが [Matsui 2005, p. 72; Matsui 2007a, p. 67]、本稿では文書全テキストの校訂・訳註を写真複製とともに提示して文献学的な検討を行なう。その上で、本文書の歴史的背景、とくにモンゴル時代のウイグルスタン (Pers. Uyğursitan) すなわち東部天山地方の南北にわたる「ウイグル人の地」をめぐる政治史の状況の一端を考察する。

なお、この場を借り、貴重な資料の調査研究を許可下さった Sertkaya 教授に、あらためて深甚の謝意を表わしたい。

1. 文書解説・テキスト校訂・和訳・語註

本文書右上部分にみえる「T III Murtuq 253」という出土地番号から、本文書はドイツ第3次探検隊（1906～1907年）により、西遷以降の西ウイグル国の冬都であった高昌故城から約20km北方に位置するムルトゥク (Murtuq) 遺址で獲得されたことが判明する。残念ながら、文書の紙寸や紙色など古文書学的な情報は不明であるが、写真からも縦方向に4本・横方向に3本の折り跡がみえ、交付後に丁寧に折りたたまれて保管されていたことは明らかである。9行目末の *törüsün* 「慣習」および10行目末の *yorıqı* 「効力」に重なるように長方形の印が捺されているが、朱・墨はやはり判断できず、また印文も十分には判読できない [後文参照]。

写真の左端には、本文書とは別にブラーフミー字またはパクパ字の書かれた文書断片が撮影されているが、Sertkaya 教授によれば、これは Arat が撮影コマ数を節約するために同時撮影したもので、本文書とは直接に関係しないらしい。

【テキスト・和訳】

1 ṭuu-a yrlq-ïn-tïn
 2 [t](ü)mä[n] sözǖm tü[kä](l)-ä adan-a ikigü-kä aḏaḅgüz-lar
 3 qodmiš bitigni yoriḏmayin qalan birim alim
 4 tip tarḏar ärmiš siz-lär bu altmış-a qy-a-
 5 -niḅg oq [ü]ntürmiš bitiginčä qalan qa uḏ
 6 birim alim tilämäng-lär aḅasiñ- a tapinip
 7 yorişun tip bitig birtim • qalanči
 8 alim-či m-ä bolsar altmış-a-tin tilämäglär
 9 barz yil aram ay otuz-qa il törüsin-
 10 -čä aḏası buyan-a-niḅg bitigi yoriqi üçün

1 ドゥアのおおせにおいて。
 2 私テュメンのことば。テュケレ・アダナの兩名へ。「お前の父祖たちの
 3 残した証書を通用させないぞ。カラン徭役・租税だ」
 4 と言って、お前たちは奪っていたそうだな。このアルトミシャ=カヤ
 5 のまさしに提出した証書の通り、カラン・カグト徭役、
 6 租税をお前たちは要求するな。彼の母に仕えさせて
 7 いるように。と言って、(この) 証書を私は授与した。カラン徴発吏・
 8 租税徴収吏が現われても、アルトミシャからお前たちは要求するな。
 9 虎年正月三十日に。くこの慣習
 10 通りに、彼の父ブヤナの証書の効力のために。

【語註】

1, ṭuu-a yrlq-ïn-tïn: この表現から、本文書はチャガタイ=ウルス (いわゆるチャガタイ=ハン国) 当主ドゥア (Ṭuu-a = Duua ~ Du'a > Pers. Du'ā ~ Duwā, r. 1282-1307) の権威のもとで発行されたことが判明する [後掲語註9-10参照]。彼の名は、亦都護高昌世勳碑ウイグル文面および忻都公碑文モンゴル文面では本処と同様に TWW-' = Ṭuu-a と綴られる [Geng / Hamilton 1981, pp. 16, 18; cf. 劉迎勝・Kahar 1984, pp. 62, 64; Cleaves 1949, pp. 64, 111] が、フレグ=ウルス当主オルジェイト (Öljeitü) のウイグル字モンゴル語書簡では TWQ-' = Du -a と綴られる [Mostaert / Cleaves 1962, p. 55]。上記の例も含め、人名 Duu-a ~ Duwa ~ Du a の語源に関する諸説は Rybatzki により整理されている [Rybatzki 2006, pp. 351-352]。なお、キルギス語 döö “giant” に

関連づける Gaadamba 説は不確実であり [Rachewiltz 2004, p. 240]、Rybatzki も言及しない。

本処と同様に、支配者名に後続して「 のおおせにおいて (... yr1q-ïn-tün)」というテュルク語表現は、フレグ=ウルス発行のペルシア語行政文書中にもアラビア字で在証されており、モンゴル語文書の冒頭定型表現「 のおおせにより (... jarli -iyar)」の透写語と考えられる [Herrmann 2004, p. 14; 松川 1995b, p. 40]。モンゴル時代にはモンゴル語 jarli 「おおせ」(Tü. yr1q ~ yr1liq) は原則としてモンゴル皇帝の命令(漢語では「聖旨」)に限定され、諸皇族・将相の命令は üge 「ことば」と称されて峻別された [杉山 1990a = 杉山 2004, p. 372; 松川 1995b, p. 26]。チャガタイ=ウルス当主も、自らの命令は決して jarli と称さず üge と称したものの、彼らの家臣たちはしばしばウルス当主をモンゴル皇帝と対等とみなしてその命令を jarli と称することがあった [松井 2008; Matsui 2008]。また、モンゴル時代フレグ=ウルス支配下のイラン地域で編纂されたペルシア語史料でも、フレグ=ウルス当主の命令をしばしば yar1(i)q ~ yar1(i)g と称するが、杉山正明は、これはモンゴル皇帝の命令 jarli (~ Tü. yar1liq) を僭称するものではなく、むしろ「勅許状」をさす普通名詞と解釈している [杉山 1990a = 杉山 2004, pp. 393-394]。この杉山説はいわゆる *Rasūlid Hexaglot* における Tü. yar1ig = Arab. kitāba “writing, record” = Pers. misāl “royal mandate” という対訳例から傍証される [Golden 2000, p. 202]。

2a, [t](ü)mä[n]: 語頭・語末部分は破損しているが、このように推補するのが妥当と思われる。Uig. tūmān (= Mong. tūmen) は「万、10,000」の原義から「万人隊、万戸」さらにはその指導者「万人隊長、万戸長」を意味する。本処では本文書の発行者の人名であるが、あるいは彼が「万戸長」の職にあったことを反映するのかもしれない¹。次註も参照。

2b, tükäl-ä adan-a: 文書内容の通知先 (Publicatio) である。ここで、チャガタイ=ウルス発行モンゴル語文書との比較から、本文書の発行者と通知先の行政的地位を検討しておきたい。チャガタイ=ウルス当主自身がトゥルファン地域に発行した命令文書では、通知先として 高昌のウイグル王 (イドウククト Uig. İduq-qut > Mong. Iduqud)、ダルガたち (daru a > pl. daru as)・ノヤンたち (noyan > pl. noyad) つまりチャガタイ=ウルスから派遣された代官・総督、官員たち (tüsimen > pl. tūsimes) という3段構成をとる。特に、トゥグルクテムル時代の2文書 (BTT XVI, Nrn. 70, 71) で指名される3名の官員 (tūsimes) すなわちトゥルミシュ=テムュル (Turmiš-Temür)・テケル=カヤ (Tükel-Qaya)・ケレイ (Kerei) は、ウイグル語の諸文書ではベグ (bäg) つまり官吏として登場し、住民に対する免税特権の付与 (U 5305 = USp 21) や住民間の契約の公証 (SUK Mi24) などにあたっている [Clark 1975, pp. 196-197]。一方、後掲する BTT XVI, Nr. 68 は、チャガタイ=ウルス当主イルヤスホージャ (Ilyās-Hvāğa, r. 1363-70) の権威のもとでケドメン=バートルが発令したもので、その通知先は高昌故城北方のオアシスであるシングギング (Singging < Chin. 新興、現在のセンギム) の官員たち (tūsimes) であった [松井 1998b, pp. 33-34]。この文書の発令者ケドメン=バートルは、西暦1358年前後のウイグル文供出命令文書 U 5288 でも「チャ

¹ トゥルファン出土ウイグル語文書における「万戸長 (tūmān bägi ~ tūmān noyān)」の用例については、拙稿 [松井 2003, pp. 58-59] を参照。

ガタイ=ウルス式敬意表現」の対象となっている [松井 1998b, Text 4]。彼は敦煌北区出土モンゴル語文書 (B163:42) でも発令者となっており、そこでは彼が高昌・ビシュパリク (Biš-Baliq, 北庭)・バルクル (Bars-Köl) など東部天山南北の広域を管轄していたことが示唆されるので、おそらくは前掲の代官・総督としてチャガタイ=ウルスから東部天山=ウイグルスタンに派遣されていた高位の行政官であったと思われる [松井 2008; Matsui 2008]。

これらの文書と比較すると、前註にみた本文書の発令者テュメンも、ケドメン=バートル同様に前掲の代官・総督クラスに相当する上級行政官とみなされる。また本文書の通知先のテュケレ・アダナ兩名は、おそらくはベグ・官員クラスの在地ウイグル人官僚として、直接にアルトミシャ=カヤに税役を賦課する立場にあったのであろう。

2c, *aḡāngiz-lar*: この「お前の父祖たち」を、Arat はテュケレ・アダナ兩名の父祖とみなしたが [Arat 1964, p. 16]、文書全体の文脈からは税役を免除されるアルトミシャ=カヤの父祖と考えるべきである。後続の「お前の父祖たちの残した証書を通用させないぞ (*atangiz-lar qodmish bitigni yoritmayin*)」というのは、テュケレ・アダナのアルトミシャ=カヤに対する主張であろう。

3, *qalan birim alim*: 本処では、*qalan* と *birim alim* で税役を包括的に総称しているが、狭義のカラン (*qalan*) は所有する田地を基準として賦課される徭役労働でモンゴル語 *alban* および漢語の「差役」に対応し [松井 2004, pp. 20-21]、*birim alim* (~ *alim birim*) は農業生産物で納入される「租税」を意味する [Matsui 2005, pp. 72-73]。

4, *altmish-a qy-a*: 指小辞 *qy-a* は第 8 行では省略されている。

5, *qalan qa uḡ birim alim*: *qa uḡ* ~ *qa ut* (> *qavud* ~ *qavut* ~ *qavit*) “a kind of food made of millet” は、*qalan* と熟した *qalan qavit* という表現でしばしば在証されている [Zieme 1980, pp. 219-220; Özyetgin 2004, pp. 145-147]。

本処の *qalan qa ut birim alim* という表現に対して、3 行目では *qa uḡ* が省略されて *qalan birim alim* と記されることから、*qa ut* ~ *qavut* ~ *qavit* は *qalan* に包摂される徭役労働の一種であると推測できる [Matsui 2005, p. 73]。

7-8, *qalanči alimči m-ä bolsar*: *qalanči*, *alimči* はそれぞれ *qalan* 「カラン、徭役」、*alim* 「租税」に職掌を示す *+či* が接続したもの。*qalanči* はウイグル語農民の盟約文書 U 5330 の在証例は明らかに「カラン負担者」と解釈された [松井 2004, p. 7]。しかし、SUK 所収のウイグル文契約文書 Mi20 の在証例は「カラン収税吏」と訳されており、また地税 (*sang*) に職掌を示す *+či* が後続した *sangči* がやはり「収税吏」を示す例もある [Zieme 1981, p. 253]。従って、本処の *qalanči*, *alimči* は、免税特権を付与されているアルトミシャに対して税役負担を迫る「カラン徴発吏・租税徴収吏」と解釈した。なお、本処で「現われ(る)」と訳した *v. bol-* には「ある、生じる、現われる」以外に「~となる」という意味もあるので、「(アルトミシャが) カラン負担者・租税負担者となっても」と解釈することも不可能ではない。その場合の *qalanči*, *alimči* とは、カランや租税を「賦課された者、割り当てられた者」の意であろう。

9-10: 文書発行の年月日と発行理由を記すこの 2 行の行頭は第 3 ~ 8 行からさらに下げられている。

Uig. bars 「虎、寅」の末字に -Z を用いて P'RZ = barz と記すのは、モンゴル語正書法に影響された可能性がある (SUK Sa10, Mi02)。

ドゥアの治世中の「虎年」は至元27年庚寅 (1290) ・大徳6年壬寅 (1302) に限定されるが、いづれに比定するにも決定的証拠を缺く。ただし、モンゴル権力者 (皇帝・皇族・将相など) が付与する税役免除特権は、その授権者が死去・失脚すると無効となり、従前に発給されていた特許状も原則的に回収され、新権力者による再確認を必要とした [船田 2005a, pp. 54-55 ; 船田 2005b, pp. 88-89, 97 ; 松井 2007, p. 274]。一方、ドゥアの主筋にあったカイドゥは、西暦1301年前後に死去している [Biran 1997, p. 69]。この点を敷衍すると、本文書の歴史的背景として、代々税役免除特権を得ていたアルトミシャはカイドゥ²死後に中央アジア最大の実権者となったドゥアに特権の再確認を願い出たものと推測することが可能であり、換言すれば、本文書の年代として、カイドゥ死後の 1302 年の可能性がより高いといえる。

なお、文末の文書発行の理由・目的を示す「彼の父ブヤナの証書の効力のために」という文末の文言も、モンゴル時代の行政命令文書の書式が影響している可能性がある。例えば、西安碑林博物館に展示される「府学公據」上載の至元13年 (1276) 12月13日付け京兆路府学宛て安西王相府公據では、末尾年月日の前に Šing-dhiy-tang-yin tula「成徳堂 (> Šing-dhiy-tang) のために」というバクパ字モンゴル文が記されており³、本文書と平行する事例とみなせる。また、草堂寺コデン (Köden) 太子令旨碑第1截 (1243年) 末尾の「寺の文書 (süme-in bičig)」、同第4截 (1247年) の「ブルキたちの数 (buralqin-u to a?)」というウイグル字モンゴル文添書 [杉山 2004, p. 456; cf. 杉山 1990b = 杉山 2004, pp. 429, 432-434, 450-453] も、文書の発行理由・内容に関係するという点で、共通する性格を有するといえよう。

10, yoriq̄: YWRWXY = yoruq̄̄̄ と読むことも可能である。Uig. yoriq̄̄̄ は v. yori- 「行く、通る、通用する」から派生した名詞であり、既知の用例は “course, behavior, character; way of progressing, life” と解釈されているが [ED, p. 963; Erdal 1991, p. 257]、本処では Arat の「有効性、効力 (yururluk)」という解釈に従うべきである [Arat 1964, p. 16]。ウイグル文契約文書 SUK Sa07 の yoriq̄̄̄ böz すなわち「通行棉布」という表現も参照 [森安 1989, p. 54]。

2. 書式

前章での校訂テキスト・訳註を総合すれば、本文書は、チャガタイ=ウルス当主ドゥアの権威を奉じるテュメンという行政官が発行したもので、アルトミシャ=カヤという人物の税役免除特権を再確認し、それをテュケレ・アダナという現地官僚に通知するために作成・発行されたものと理解することができる。以下、本稿では、冒頭に掲げられるドゥアの名にちなんで、本文書を「ドゥア特許状」と称することとする。

さて、契約文書・行政命令文書 (特許状・供出命令文書など) をはじめ、ほとんどのウイグル語

² 13世紀末葉のウイグルistanは大元ウルスとカイドゥ・ドゥア勢力に両属していた。本稿第3章で後述する。

³ 筆者は2006年8月に西安碑林博物館に展示されている原碑を確認することができた。

世俗文書は、冒頭に文書作成年月日を記す [護 1961, pp. 226-227; 山田 1963, pp. 36-37; 山田 1965, p. 104; Yamada 1967, pp. 87-89; Zieme 1981, Text A; 松井 1998a, p. 026; 松井 1998b, p. 1]。これに鑑みると、我々のドゥア特許状が年月日を末尾に置いているのはむしろ異例に属する。筆者は旧稿で、本ドゥア特許状も含めて、年月日を末尾に記すウイグル語文書の多くが公文書であり、モンゴル帝国時代の公文書 = 行政文書の書式に影響されている可能性を指摘した [cf. Matsui 2007, p. 67]。

特に、このドゥア特許状については、モンゴル時代ユーラシア各地のモンゴル諸政権が発行したモンゴル語命令文書と比較すると、年月日の配置にとどまらず、書式が全般的に共通・平行していることに気づく。具体的な比較対象として、チャガタイ=ウルス当主イルヤスホージャ治世の西暦1369年に発行されたモンゴル語文書を掲げる。これはドイツ探検隊によりトゥルファン地域から将来されたもので、BTT XVI, Nr. 68 として校訂テキストが公刊されているが、以下の和訳においては筆者自身の分析 [松井 1998b, pp. 27-28, 33-34; Matsui 2005, pp. 76-77; Matsui 2008] に基づき若干の訂正を加えている。

BTT XVI, Nr. 68

- 1 イルヤスホージャのおおせにより
- 2 ケドメン=バートル、われらのことば。
- 3 メルキト・セングムをはじめとする
- 4 シングギング (=新興) の官員たちへ。
- 5 このテグルのシ [ングギング] にある1つの池の田
- 6 地があった。(それは) もともとユスから買い
- 7 とって、耕地(?)であった。今、このテグルが
- 8 ビシュ=バルガスンに移って来るので、その間はそちらにある
- 9 その池の田地においてアルバン税・ジャサク税 (として)
- 10 地税 (sang)・タガル税・アマサル税・キスマド税・サリグ税を
- 11 を取るな、力を及ぼすな。
- 12 このように言われているにもかかわらず、おまえたち2人 (すなわち) メルキト・
- 13 セングムをはじめとする官員たちが力を及ぼすなら、(また)
- 14 地税 (sang)・タガル税・キスマド税・サリグ税・アマサル税、何で
- 15 あれ、賦課された(?)アルバン税・ジャサグ税を求め取るなら、
- 16 大いなる法のきまりによって恐れないのか、
- 17 おまえたちは。と言って、印つきの証書を与えた。
- 18 鶏年秋の最初の月 (=七月) の
- 19 旧十日に、バサルにいるときに
- 20 書いた。

記載項目	BTT XVI, Nr. 68	ドゥア特許状の内容【備考】
権威の所在	[1] イルヤスホージャ 【チャガタイ=ウルス当主】	[1] ドゥア 【チャガタイ=ウルス当主】
発行者	[2] ケドメン=バートル	[2] テュメン【上級の行政官】
通知先	[3-4] メルキト・セングムをはじめとする シングギングの官員たち (tüsimed)	[3] テュケレとアダナ 【トゥルフアン地域の下級官吏】
背景説明	[5-8] テグルの土地購入とビシュバルガ スン移住	[2-4] アルトミシャ=カヤに対する不当な 税役賦課
受権者	テグル	アルトミシャ=カヤ
命令内容	[8-11] 諸種の税役免除特権の付与	[4-8] アルトミシャ=カヤ一族に与えられ ていた税役免除特権の再確認
威嚇文言	[12-17]	
結びの定型	[17-20] 発行年月日・発令地	[9-10] 発行年月日・発行理由

この BTT XVI, Nr. 68 文書をはじめとして、モンゴル諸政権が発行した命令文書（その多くは宗教教団への免税特許状）の書式は、権威の所在、発行者、通知先、背景説明、受権者、命令内容、威嚇文言、結びの定型、に整理することができる [BTT XVI, pp. 165-167; 松川 1995a; 松川 1995b, pp. 36-44]。この書式分析に基づいて、この BTT XVI, Nr. 68 文書及び我々のドゥア特許状の記載内容を整理すると、上掲の表のようになる。モンゴル語命令文書とドゥア特許状との書式の共通性は、一見して明らかであろう。

一方、我々のドゥア特許状と同様に税役免除特権を付与する特許状としての性格を有するウイグル語文書で、10～12世紀の西ウイグル王国時代に属するものが2件確認されている [U 5317, U 5319 = Zieme 1981, Texts A, B; cf. 松井 1998a, p. 050; 松井 2004, pp. 14-15; Matsui 2005, pp. 70-72; Matsui 2006, p. 38]。しかしこの2件の書式は、冒頭に年月日を記すなど、ドゥア特許状とは大きく異なっている。従って、我々のドゥア特許状は、ウイグル語行政命令文書の伝統に属するものではなく、モンゴル時代のモンゴル語命令文書とそれを作成発行する行政官房機構の影響を強く受けているものと考えられる。

このようなモンゴル時代モンゴル語命令文書の書式に従ったウイグル文字テュルク語の行政命令文書・特許状としては、我々のドゥア特許状以外に、西暦1393年ジョチ=ウルス当主トクタミシュ発行国書 (Özyetgin 1996, AI)、1397年ジョチ=ウルス当主テムル=クトルグ発行文書 (Özyetgin 1996, AII)、西暦1422年ティムール朝シャルフ特許状 (Deny 1957; 小野 2006)、西暦1469年ティムール朝ウマル=シャイフ特許状 (Melioranskij 1904) が挙げられる。ただし、これら4件はユーラシア各地でモンゴル諸政権が崩壊した後の時代、いわばポスト=モンゴル期に属するものであった。それに対し、ドゥア特許状は明らかにモンゴル時代に属しており、モンゴル行政文書の書式に従うウイグル文字テュルク語文書の最古の首尾完結した例という点で貴重である。

ただし、モンゴル時代命令文書の一般的な書式では末尾の定型文言に発令地が記される [BTT XVI, p. 166; 松川 1995b, p. 44] のに対し、ドゥア特許状にはこれが見えない。これは、定型からの逸脱というより、発令者テュメンの所在地が、受権者や通知先の下級官吏さらには一般住民に

周知されていた　おそらくはトゥルフアン地域の主邑高昌 (Uig. (Qara-) Qoço) に在った　からであろう。

3. チャガタイ=ウルスのウイグルistan支配

さて、歴史資料としてのドゥア特許状の重要性は、第一にドゥア特許状がチャガタイ=ウルス当主ドゥアの権威のもとウイグルistanで発行されたということ自体にある。

ウイグルistanとは「ウイグル人の地」を意味するペルシア語であり、具体的には9世紀中葉以降にモンゴル高原から西遷してトゥルフアン盆地を中心とする東部天山地方に拠ったウイグル王国の領域をさす。13世紀初頭にチンギス=カンのもと勃興したモンゴル帝国に率先投降し、その支配に服することとなった。その後、13世紀後半には、ウイグルistanは、東方の大元ウルスとオゴデイ系カイドウ率いる中央アジアの反元勢力との対立の最前線となった。『集史』によれば、第5代皇帝クビライ治世 (1260～1294) の末期、高昌 (Qarā Hūgū < Uig. Qara Qoço) のウイグル人は元帝とカイドウの双方に両属していたという [Boyle 1971, p. 286; 陳高華 1982, p. 282; 杉山 1987 = 杉山 2004, p. 361]。この間、ドゥアは13世紀後半からチャガタイ家の代表としてオゴデイ系カイドウの反元軍事行動に従っていた。しかし、1301年にカイドウが死去すると、中央アジアではドゥアがオゴデイ諸系を追い落として中央アジアの単独主権を樹立し、「チャガタイ=ウルス」を実質的に再興する [Barthold 1956, pp. 128-131; 加藤 1977; 杉山 1987 = 杉山 2004, pp. 356-359; Biran 1997, pp. 69-77]。1331年編纂の『経世大典』輿地図では「畏兀兒地」すなわちウイグルistanはチャガタイ=ウルス当主ドレ=テムル (篤来帖木兒 < Döre-Temür) の支配下にあると明記されており、この時点でチャガタイ=ウルスによるウイグルistan支配は元廷からも公認されていた [杉山 1996, pp. 212-213; 劉迎勝 2006, pp. 576-590]。ただし、トゥルフアン出土のチャガタイ=ウルス発行モンゴル語文書で最も古いのは、チャガタイ=ウルス当主ケベク (Kebeg, r. 1318-1326) が1326年にトゥルフアンの行政官に宛てて発行したモンゴル語命令文書 (BTT XVI, Nr. 76) であり、さらにエセン=ブカ (Esen-Buqa, r. 1310-1318) 時代のチャガタイ=ウルス支配を示唆するウイグル語免税嘆願書も存在する [Arat 1937]。これらの状況を勘案して、筆者は、チャガタイ=ウルスによるウイグルistan支配の開始時期を1320年代後半とみなしていた [松井 1998b, pp. 9-10]。

ここで、ドゥア特許状がチャガタイ=ウルス当主ドゥアの権威を奉じる行政官によって発行されていることは、ドゥア治世すなわち1282～1307年の段階で、ドゥアがウイグルistanの支配者として認識されていたことを明瞭に示す。これは、チャガタイ=ウルスのウイグルistan支配開始を14世紀前半におく説 [e.g., Allsen 1983, p. 259] を補強し得るものである。

しかしながら、ドゥア特許状の形態的特徴・書写体例や記載内容を、チャガタイ=ウルス支配下で14世紀中葉以降に作成されたトゥルフアン地域発現のモンゴル語・ウイグル語諸種文書と詳細に比較検討すると、チャガタイ=ウルスのウイグルistan支配を開始時期を早めることに対して、いくつかの疑問が提出される。

第一に、明らかにチャガタイ=ウルス支配期に属するモンゴル語・ウイグル語文書の印鑑には、いわゆる「チャガタイ紋章」が頻見する。「チャガタイ紋章」とは、14世紀以降のチャガタイ=ウ

ルス支配下で発行された貨幣やモンゴル語・ウイグル語文書の印章に刻印された双葉状の紋章(罽)であり、チベット字 cha (あ) を反転させてチャガタイ=ウルスの名祖チャガタイの語頭音を示したものと考えられている [Oliver 1891, pp. 8-9; A. von Le Coq *apud* Ramstedt 1909, p. 845; Franke 1962, pp. 406-407; 松井 1998, pp. 3-5, 8-10; 松井 2002, Texts A, B]。これに対し、ドゥア特許状に捺された印章には、不鮮明ではあるが、「チャガタイ紋章」が見えないことはほぼ確実である。

次に、文書の書写体例上の特徴に着目すると、ドゥア特許状では、冒頭第1行の權威の所在(ドゥア)が最上段に、第2行の発令者名(テュメン)はそれに次ぐ高さに抬頭され、第3行以降の行頭はさらに低い高さに一定している。一方、チャガタイ=ウルス発行モンゴル語命令文書・特許状においては、まず第1行に依拠すべき權威としてのチャガタイ=ウルス当主名を記す。続く第2行から第4、5行の行頭は、冒頭のチャガタイ=ウルス当主に敬意を表現するために「降格」され、その後の行頭は第1行と同じ高さで書き始められる(上掲 BTT XVI, Nr. 68。さらに BTT XVI, Nrn. 70, 71, 72, 74, 76)。また、文書中に「聖なる語」(上掲 BTT XVI, Nr. 68 文書では第16行の「大いなる法」)が現われる場合、これは行頭に平出され、その後の2~3行をやはり「降格」する「チャガタイ式敬意表現」[BTT XVI, p. 167; 松川 1995a, pp. 112-115]も頻見する。この「チャガタイ式敬意表現」は、チャガタイ=ウルス支配時代のウイグル語行政命令文書にも多数確認されている [松井 1998b, pp. 8-11, 18-19, 27-28]。

すなわち、トゥルフアン発現ウイグル語・モンゴル語文書にみられるチャガタイ=ウルス支配を反映する諸特徴が、我々のドゥア特許状には確認できないのである。この点は、西暦1319~1322年に比定されるウイグル文供出命令文書群「ヤリン(Yalin)文書」でも、やはりチャガタイ=ウルス支配を示す特徴がみられないこと [松井 2003, pp. 53-55]と符合するといえる。

以上の点をふまえ、13世紀末から1330年代のウイグルistanの政治史的状況を再考する。少なくとも、1302年の時点 すでにウイグル=イドゥククト王家は甘肅に避難していた で、チャガタイ=ウルス権力がウイグルistanに一定の浸透を見ていたこと [Biran 1997, p. 50]は、本ドゥア特許状から確証される。本特許状がドゥアの命令をあえて yarliq (~ Mong. jarli) と称していること、また税役免除特権の再確認のためにドゥアの權威に依拠していること自体、当時のウイグルistanにおける大元ウルス勢力の退潮を示すとみてよい。

とはいえ、この時点ではなおチャガタイ=ウルスのウイグルistan支配が確立せず、それゆえに「チャガタイ式敬意表現」や「チャガタイ紋章」などの、チャガタイ=ウルス独自の書写文化・官房慣行が本ドゥア特許状には反映されていないのであろう。さらに、西暦1314年にアルタイ方面で勃発した大元ウルスとチャガタイ=ウルスの軍事衝突で、元軍はチャガタイ=ウルス領内に進撃し、これと併行してウイグルistanにも大元ウルスに属する甘肅チャガタイ系チュベイ家軍団が進駐し、ウイグル=イドゥククト王家も火州=高昌に帰還して「総管府」を設けたという [杉山 1987=杉山 2004, pp. 359-361; 劉迎勝 1993, pp. 38-39]。上述「ヤリン文書」にチャガタイ=ウルス支配が確認できないのも、ウイグルistanへの大元ウルス軍団の大々的進駐により、チャガタイ=ウルスの支配力が弱まったことを反映しているのであろう。1316~1317年に大元ウルスの帝位をめぐる政争から、クシャラ(Kušala ~ コシラ Qošila, 後の明宗)がチャガタイ=ウルスへ亡命したことで、

チャガタイ=ウルスに対する大元ウルスの軍事的圧力が弱まるが [杉山1995, pp. 129-132]、チャガタイ=ウルスはウイグルスタンにおける支配権をにわかには回復できず (それゆえ「ヤリン文書」にはチャガタイ=ウルス支配が反映されていない)、最終的には1320年代後半まで時間を要した、という状況が推定できるのではなからうか。

なお、本ドゥア特許状がウイグル語で発行されているのに対して、同様の税役免除特権付与のためトゥルファン地域の上級行政官が発行した上掲 BTT XVI, Nr. 68 文書がトゥルファン地域の在地官僚 (tüsimed) に対してもモンゴル語で命令していることも、モンゴル支配権力のウイグル人社会への浸透という観点から留意する必要がある。ウイグルスタンにおけるモンゴル語行政命令文書の出現も、大元ウルス・チャガタイ=ウルスの二重支配下では、両政権の綱引きのためかえて現地語であるウイグル語が在地の文書行政では優位を保ち得ていたのに対し、両属状態が解消された結果、上級モンゴル権力=チャガタイ=ウルスの支配がより強く浸透してきたことを反映するのかもしれない。

おわりに

本稿では、ドイツ探検隊将来のベルリン旧蔵ウイグル語文書について、校訂テキスト・訳註を提示した。ついで、本文書がその依拠する権威としてチャガタイ=ウルス当主ドゥアの名を掲げていることに着目して、本文書の歴史的背景を考察した。その結果、本文書からは、13世紀末~14世紀最初期のウイグルスタンにおけるチャガタイ=ウルスの一時的・限定的な実効支配が示唆され、ペルシア語・漢語史料中の情報を補うことができた。

なお、本文書は、税役免除特権を付与する特許状としての性格を有するものであった。そこで言及されている税役内容、さらにモンゴル時代中央アジアの税役制度体系全般については、旧稿 [Matsui 2005, pp. 72-80] で大まかに概観してはいるが、その他の関連史料と併せて再整理のうえ詳論する機会を持ちたい。

参考文献目録

- Allsen, T. T. 1983: The Yüan Dynasty and the Uighurs of Turfan in the 13th Century. In: M. Rossabi (ed.), *China among Equals*, Berkeley / Los Angeles / London, pp. 243-280.
- Arat, R. R. 1937: Uyğurca yazılar arasında. *Türk Tarih, Arkeologya ve Etnografya Dergisi* 3 (1936), pp. 101-112, +1 pl.
- Arat, R. R. 1964: Eski Türk hukuk vesikaları. *Türk Kültürü Araştırmaları* 1, pp. 1-53.
- Barthold, W. W. 1956: *Four Studies on the History of Central Asia*, Vol. I. Tr. by V. & T. Minorsky, Leiden.
- Biran, M. 1997: *Qaidu and the Rise of the Independent Mongol State in Central Asia*. Richmond.
- Boyle, J. A. 1971: *The Successors of Genghis Khan*. New York.
- BTT XVI: D. Cerensodnom / M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung*. Berlin, 1993.
- 陳 高華 1982: 「元代新疆史事雜考」『新疆歷史論文續集』新疆人民出版社、pp. 274-294.
- Clark, L. V. 1975: On a Mongol Decree of Yisün Temür (1339). *Central Asiatic Journal* 19-3, pp. 194-198.
- Clauson, G. 1972: *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth-Century Turkish*. Oxford.
- Cleaves, F. W. 1949: The Sino-Mongolian Inscription of 1362 in Memory of Prince Hindu. *Harvard Journal of Asiatic Studies* 12, pp. 1-133, +27 pls.

- Deny, J. 1957: Un *soyurgal* du timouride Šāhruḥ en écriture ouïgoure. *Journal Asiatique* 245, pp. 253-266.
- Erdal, M. 1991: *Old Turkic Word Formation*, Vol. I-II. Wiesbaden.
- Franke, H. 1962: Zur Datierung der mongolischen Schreiben aus Turfan. *Oriens* 15, pp. 399-410.
- 松田 善之 2005a: 「元代の命令文書の開読について」『東洋史研究』63-4, pp. 36-67.
- 松田 善之 2005b: 「『靈巖寺執照碑』 碑陽所刻文書を通してみた元代文書行政の一断面」『アジア・アフリカ言語文化研究』70, pp. 81-105.
- Geng, S., / Hamilton, J. R. 1981: L'inscription ouïgoure de la stèle commémorative des Iduq qut de Qoço. *Turcica* 13, pp. 10-54.
- Golden, P. B. 2000: (ed.) *The King's Dictionary. The Rasūlid Hexaglot*. Leiden / Boston / Köln.
- Herrmann, G. 2004: *Persische Urkunden der Mongolenzeit*. Wiesbaden.
- 加藤 和秀 1978: 「チャガタイ・ハン国の成立」『足利惇氏博士喜寿記念オリエント学・インド学論集』日本オリエント学会, pp. 143-160.
- 劉 迎勝 1993: 「皇慶・至治年間元朝與察合臺汗國和戰始末」『元史論叢』第5輯、中華書局、pp. 13-49.
- 劉 迎勝 2006: 『察合臺汗國史研究』上海古籍出版社。
- Liu, Yinsheng 2005: War and Peace between the Yuan Dynasty and the Chaghadaid Khanate (1312-1323). In: R. Amitai / M. Biran (eds.), *Mongols, Turks, and Others*, Leiden / Boston, pp. 339-358.
- 劉 迎勝・カハル=巴拉提 (Kahar Barat) 1984: 「亦都護高昌王世勲碑回鶻文碑文之校勘與研究」『元史及北方民族史研究集刊』8, 1984, pp. 57-106.
- 松井 太 1998a: 「モンゴル時代ウイグルスタン税役制度とその淵源」『東洋学報』79-4, pp. 026-055.
- 松井 太 1998b: 「ウイグル文クトルグ印文書」『内陸アジア言語の研究』13, pp. 1-62, +15 pls.
- 松井 太 2002: 「モンゴル時代ウイグルスタンの税役制度と徴税システム」『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』科研費報告書 (No. 12410096) pp. 87-127.
- 松井 太 2003: 「ヤリン文書」弘前大学人文学部『人文社会論叢』人文科学篇10, pp. 51-72.
- 松井 太 2004: 「モンゴル時代のウイグル農民と仏教教団」『東洋史研究』63-1, pp. 1-32 (横組)
- 松井 太 2005: 「ウイグル文契約文書研究補説四題」『内陸アジア言語の研究』20, pp. 27-64.
- 松井 太 2007: (評)「松田善之『元代の命令文書の開読について』」『法制史研究』56 (2006), pp. 273-274.
- 松井 太 2008: 「東西チャガタイ系諸王家とウイグル人チベット仏教徒」『内陸アジア史研究』23, 印刷中。
- Matsui, D. 2005: Taxation Systems as Seen in the Uigur and Mongol Documents from Turfan, an Overview. *Transactions of the International Conference of Eastern Studies* 50, pp. 67-82.
- Matsui, D. 2006: Six Uigur Contracts from the West Uigur Period (10th-12th Centuries). 弘前大学人文学部『人文社会論叢』人文科学篇15, pp. 35-60.
- Matsui, D. 2007: An Uigur Document Preserved in the Library of Istanbul University. 『内陸アジア言語の研究』22, pp. 61-70.
- Matsui, D. 2008: A Mongolian Decree from Chaghataid Khanate Discovered at Dunhuang. P. Zieme (ed.), *Aspects of Research into Central Asian Buddhism, in Memoriam Kōgi Kudara*, Turnhout, in press.
- 松川 節 1995a: (評) D. Cerensodnom / M. Taube, *Die Mongolica der Berliner Turfansammlung*. 『東洋史研究』54-1, pp. 105-122.
- 松川 節 1995b: 「大元ウルス命令文の書式」『待兼山論叢』史学篇29, pp. 25-52.
- Melioranskij, R. 1904: Dokument' ujugurskago pis'ma sultana Omar'-Shejka. *Zapiski Vostochnago Otdelenija Imperatorskago Russkago Arkheologicheskago Obschestva* 16-1, pp. 1-12.
- 護 雅夫 1961: 「ウイグル文消費貸借文書」『中央アジア古代語文献』(西域文化研究4) 法蔵館, pp. 223-254.
- 森安 孝夫 1989: 「ウイグル文書節記 (その一)」『内陸アジア言語の研究』4 (1988), pp. 51-76.
- Mostaert, A., / Cleaves, F. W. 1962: *Les lettres de 1289 et 1305 des ilkhan Ar un et Öljeitü à Phillip le Bel*. Cambridge (Mass.).
- 小野 浩 2006: 「テムル朝シャルフのウイグル文字テュルク語文書再読」堀川徹 (代表) 『中央アジアにおけるムスリム・コミュニティーの成立と変容に関する歴史学的研究』科研費報告書 (No. 14201037), pp. 28-47.
- Oliver, B. 1891: The Coins of Chaghatai Mughals. *Journal of the Asiatic Society of Bengal* 60, pp. 8-16, +many pls.
- Özyetgin, A. M. 1996: *Altın Ordu, Kırım ve Kazan Sahasına Attı Yarlık ve Bitiklerin Dil ve Üslup İncelemesi*. Ankara.
- Rachewiltz, I. de 2004: *The Secret History of the Mongols*, 2 vols. Leiden / Boston.
- Ramstedt, G. J. 1909: Mongolische Briefe aus Idiqt-Schāri bei Turfan. *Sitzungsberichte der Preußischen Akademie der*

- Wissenschaften (Phil.- Hist. Klasse)* 1909, pp. 838-848, +1pl.
- Rybatzki, V. 2006: *Die Personennamen und Titel der Mittelmongolischen Dokumente*. Helsinki.
- Sertkaya, O. F. 1996: Die Geschichte der im Zweiten Weltkrieg verlorengegangenen und zerstörten uigurischen Texte und das altuigurische Bruchstück mit Sternnamen. R. E. Emmerick et al. (eds.), *Turfan, Khotan und Dunhuang*. Berlin, pp. 279-291.
- 杉山 正明 1987: 「西暦1314年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」『西南アジア研究』27, pp. 24-56.
- 杉山 正明 1990a: 「元代蒙漢合璧命令文の研究(1)」『内陸アジア言語の研究』5 (1989), pp. 1-30.
- 杉山 正明 1990b: 「草堂寺闍端太子令旨碑の訳注」『史窓』47, pp. 87-106, +2 pls.
- 杉山 正明 1995: 「大元ウルスの三大王国(1)」『京都大学文学部研究紀要』34, pp. 92-150.
- 杉山 正明 1996: 『モンゴル帝国の興亡』下、講談社現代新書。
- 杉山 正明 2004: 『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会。
- SUK: 山田信夫(著) 小田寿典・P. Zieme・梅村坦・森安孝夫(編) 『ウイグル文契約文書集成 (*Sammlung uigurischer Kontrakte*)』1-3. 大阪大学出版会、1993.
- 梅村 坦 1977: 「13世紀ウイグリスタンの公権力」『東洋学報』59-1/2, pp. 01-031.
- USp: W. W. Radloff, *Uigurische Sprachdenkmäler*. Ed. by S. E. Malov. Leningrad, 1928.
- 山田 信夫 1963: 「ウイグル文売買契約書の書式」『歴史と美術の諸問題』(西域文化研究6) 法蔵館、pp. 29-62, +1 pl.
- 山田 信夫 1965: 「ウイグル文貸借契約書の書式」『大阪大学文学部紀要』11, pp. 87-216, +pls. 1-6.
- Yamada, N. 1967: Uigur Documents of Sale and Loan Contracts Brought by Ötani Expeditions. Appendix: The Forms of the Uigur Documents of Sale Contracts. *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko* 23 (1964), 71-118, +4 pls.
- Zieme, P. 1980: Uigurische Pacht Dokumente. *Altorientalische Forschungen* 7, pp. 197-245, +Taf. III-XII.
- Zieme, P. 1981: Uigurische Steuerbefreiungsurkunden für buddhistische Klöster. *Altorientalische Forschungen* 8, pp. 237-263, +Taf. XIX-XXII.
- 付記 本稿は科学研究費(若手研究(B)・基盤研究(A)・基盤研究(B))による研究成果の一部である。また、本稿の内容の一部は The 38th International Congress of Asian and North African Studies (Ankara, 2007年9月12日)で報告した。席上で有益な教示を賜った諸氏に深謝する。



T III Murtuq 253

(By courtesy of Prof. Dr. Osman Fikri Sertkaya)